

X その他のEUのガイドライン、欧州標準（European standards）について

1 欧州ガイドライン（European guidelines）

これらのガイドラインは、EUの（理事会）指令の実施を容易にするという狙いを持った法的な拘束力を持たない文書である。様々な異なるタイプのガイドラインがあるが、これらは、EU委員会が作成したリスクの予防のための最も良い実践に関して作成したもの、理事会勧告、EUの社会的パートナーの合意その他がある。

これらは、次のウェブサイトアクセスすれば入手可能ではあるが、ここではこれ以上の紹介は省略する。

<https://osha.europa.eu/en/safety-and-health-legislation/european-guidelines>

Guidelines per topic
The OSH Framework Directive
Workplaces, equipment, signs, personal protective equipment
Exposure to chemical agents and chemical safety
Exposure to physical hazards
Exposure to biological agents
Provisions on workload, ergonomic and psychosocial risks
Sector specific and worker related provisions

2 欧州標準（European standards）

欧州内で調整された標準（standard）は、欧州委員会(European Commission)の求めに応じて、欧州における標準策定組織—欧州標準化機構（European Committee for Standardization (CEN)）、欧州電気標準機構(CENELEC)及び欧州電信電話標準機関（and European Telecommunications Standards Institute (ETSI)が策定した標準である。

欧州内で呼称されているいわゆる「ニューアプローチ」は、欧州の法制策定機関と欧州標準化機関との責任を分離することによる、革新的な技術的調整の方法（標準化）を表している。

この「ニューアプローチ」は、次の基本的な原則に基づいている。

EU 指令は、健康及び安全の保護、消費者保護又は環境の保護の高い水準を保障するための必要不可欠な要求事項を定めている。ニューアプローチの下でのそのような指令は、商品の自由な移動の改善のために採用される手段を認容している欧州連合の機能に関する条約第 114 条（以前の TEC95 条）に基づいている。

この指令で樹立された製品の必要不可欠な要求事項に適合する相当する調和の取れた標準を策定する業務は、一連の欧州標準化機構（CEN, CENELEC and ETSI）に委ねられている。調和された標準を遵守している製品は、相当する必要不可欠の要求事項に適合していると推定され（適合の確証 CE マーキング）、加盟国は、そのような製品の自由な移動を受け入れなければならない。これらの標準の使用は、任意的なものに留まる。他の標準は可能であるが、それならば、製造者は、彼等の製品が必要不可欠な要求事項に適合していることを証明する義務がある。